

昭島市児童発達支援基本計画

- 素案 -

平成 27 年 3 月

昭島市

空ページ

目次

第1章 児童発達支援の基本的な考え方	1
1 国の動向	1
2 東京都の取組	3
3 計画の性格と位置づけ	5
4 計画の基本的な考え方	5
第2章 支援の対象	6
1 支援の対象	6
2 発達障害の定義	6
3 発達障害の特性	7
第3章 昭島市における発達支援の取組状況と課題	9
1 就学前における早期発見から支援にかけて	9
2 学齢期における支援について	10
3 ライフステージを通じた支援体制について	11
4 家庭や保護者への支援体制について	11
5 地域における支援体制と障害理解について	12
第4章 基本目標と方針	13
1 基本目標	13
2 発達支援について（要配慮児童の自立への道筋）	14
3 支援の方針（施策展開の方向性）	15
4 支援の方針と基本的な取組の体系	17
第5章 児童発達支援に向けた基本的な取組	18
<視点1 早期発見・早期対応に向けた取組の充実>	18
<視点2 学齢期における支援の充実>	19
<視点3 関係機関との連携体制の構築>	20
<視点4 要配慮児童の地域生活を支援するための環境整備>	21
<視点5 支援の中核的拠点の整備>	23

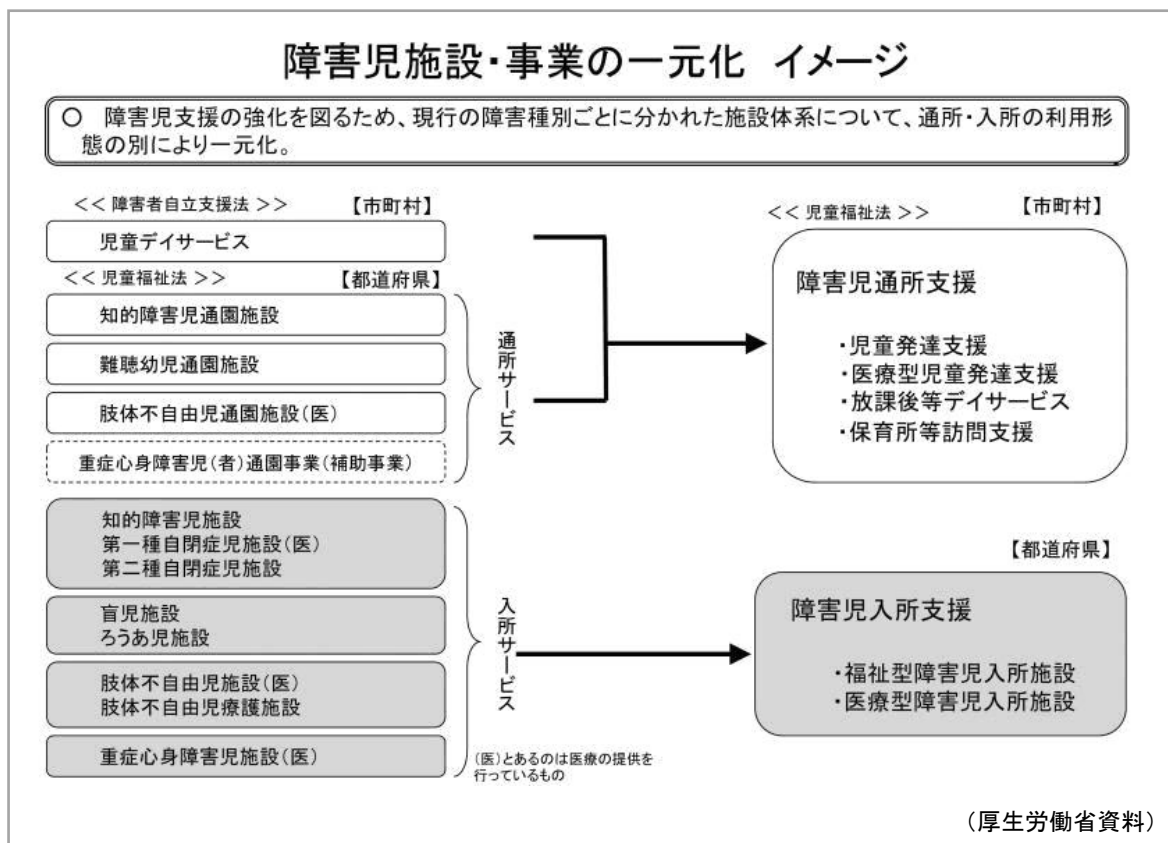
第6章	（仮称）昭島市児童発達支援センターの機能と整備について	25
1	（仮称）昭島市児童発達支援センターの機能	25
2	（仮称）昭島市児童発達支援センターの位置づけ	26
3	ハード面における配慮事項	28
4	（仮称）昭島市児童発達支援センターの整備に向けて	29
資料編		32
資料1	昭島市児童発達支援計画審議会条例	33
資料2	昭島市児童発達支援計画審議会名簿	35
資料3	昭島市児童発達支援計画審議会開催状況	36
資料4	昭島市児童発達支援計画庁内連絡会要綱	37
資料5	昭島市の発達障害児等の支援の現状	39
資料6	庁内検討委員会での視察調査まとめ	41
資料7	用語解説	46

※本文中の「*」がついた用語は、45 頁からの用語解説を参照してください。

第1章 児童発達支援の基本的な考え方

1 国の動向

○障害児支援については、平成24年4月に施行された児童福祉法等により、障害種別に分かれていた施設・事業体系が一元化されるとともに、障害児通所支援の実施主体が市町村へと移行した。



○発達障害がある人の支援については、平成17年4月に施行された発達障害者支援法*に基づき、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進を図ることとしている。同法は、発達障害の早期発見と発達支援の提供に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある児童・生徒への支援や発達障害がある人の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めている。

○第4期障害福祉計画の策定に向け、平成26年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」の一部が改正された。この中では、新たに、「障

害児支援体制の整備」が個別施策分野として位置づけられている。

▶ その他関連する近年の法整備

- 教育の領域では、障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」が、平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校において障害児の支援の充実が図られている。
- 平成23年8月の障害者基本法*の改正において、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、平成26年1月に我が国も批准した障害者権利条約にいう「合理的配慮*」の概念が盛り込まれた。
- 障害者権利条約*では、障害に基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の否定を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進等が定められている。
- 平成24年6月に、障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう福祉の増進や地域社会の実現を図ることを目的に「障害者総合支援法*」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定された。
- 平成24年10月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者（児）の権利利益の擁護に資することを目的とする「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行された。
- 平成25年6月に、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定された。
- 平成28年4月より、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）や精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めることを目的とする改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）が施行される。

2 東京都の取組

▶ 東京都発達障害者支援センター

- 平成 15 年に東京都発達障害者支援センター(TOSCA) が世田谷区に開設された。都内在住で、発達障害者支援法において定義されている発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）の本人とその家族、医療や教育、福祉、あるいは行政機関など、発達障害に関係する全ての人や機関を対象としている。



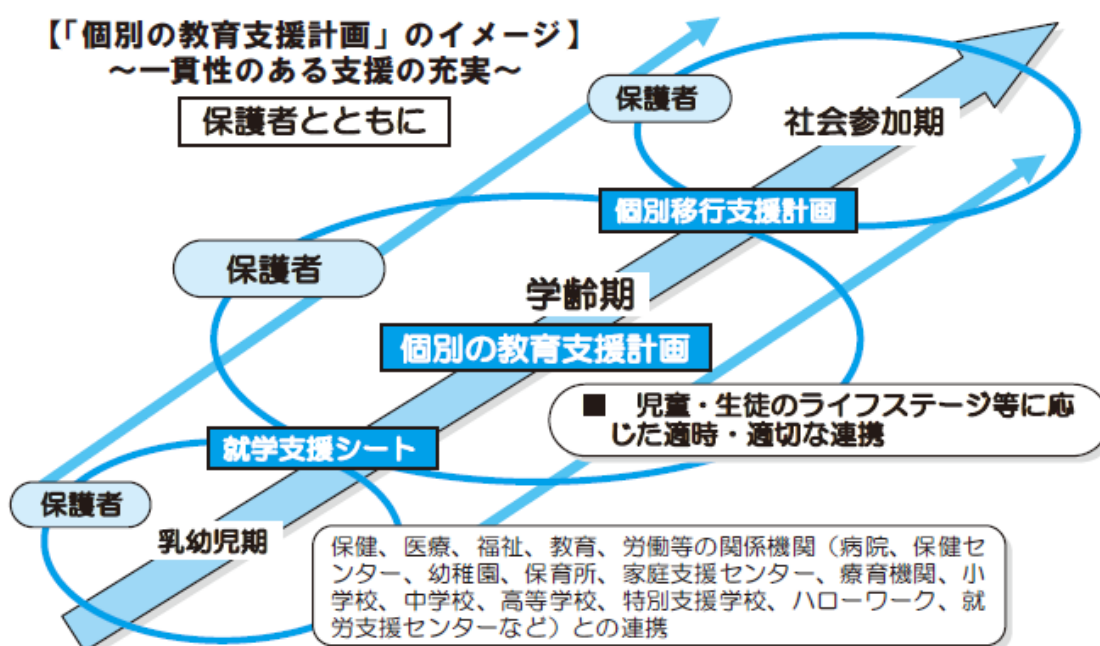
【東京都発達障害者支援センターで行われているサービス】

- ① 本人および家族に対する福祉の相談支援（来所あるいは電話による相談）
 - ・日常生活に関わるさまざまな相談に対応し、必要に応じて、②～③にある支援も行う。
- ② 情報提供および他機関との連携
 - ・福祉制度やその利用のしかた、支援機関など、それぞれのニーズに応じた情報提供を行う。
- ③ コンサルテーション
 - ・発達障害のある人に関わる学校や支援機関等について、それぞれが直面している困難な状況の課題整理および対応のあり方や具体的な方法についてともに考える。
- ④ 普及啓発・研修
 - ・発達障害の人が地域で暮らしていくために、その障害の内容や特性、対応の仕方などについて、理解・啓発に努める。
 - ・療育講座や講演会などを企画し、一般の方から、家族、学生、関係機関の方々まで、広く普及啓発に努める。
 - ・社会福祉施設、学校、行政機関など、支援者のための実践研修を行う。

＜東京都発達障害者支援センター（TOSCA）ホームページ引用＞

▶ 東京都教育委員会

- 学校教育法に基づき、小学校、中学校などでは、障害など特別な支援が必要な児童・生徒のために特別支援学級（固定学級または通級指導学級）が設置されている。固定学級では障害のある児童・生徒がその学校に籍を置き、毎日通い、特別な指導を受け、通級指導学級では通常の学級に在籍する比較的軽度の障害がある児童・生徒が、週に1～2回程度8時間を上限に通い、その児童・生徒の実態に合わせた指導や学習が行われる。
- 東京都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する個に応じた指導を充実させるため、平成23年度から「個別の教育支援計画の充実事業」及び「都立高等学校等における個別指導計画・個別の教育支援計画の推進事業」を実施している。
- 「個別の教育支援計画の充実事業」では、「学校生活支援シート」及び「学校生活支援ファイル」を開発し、小学校、中学校及び特別支援学校で活用している。
- 「個別の教育支援計画」は、本人や保護者の希望を踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携して、児童・生徒を支援していく長期計画と位置づけられている。

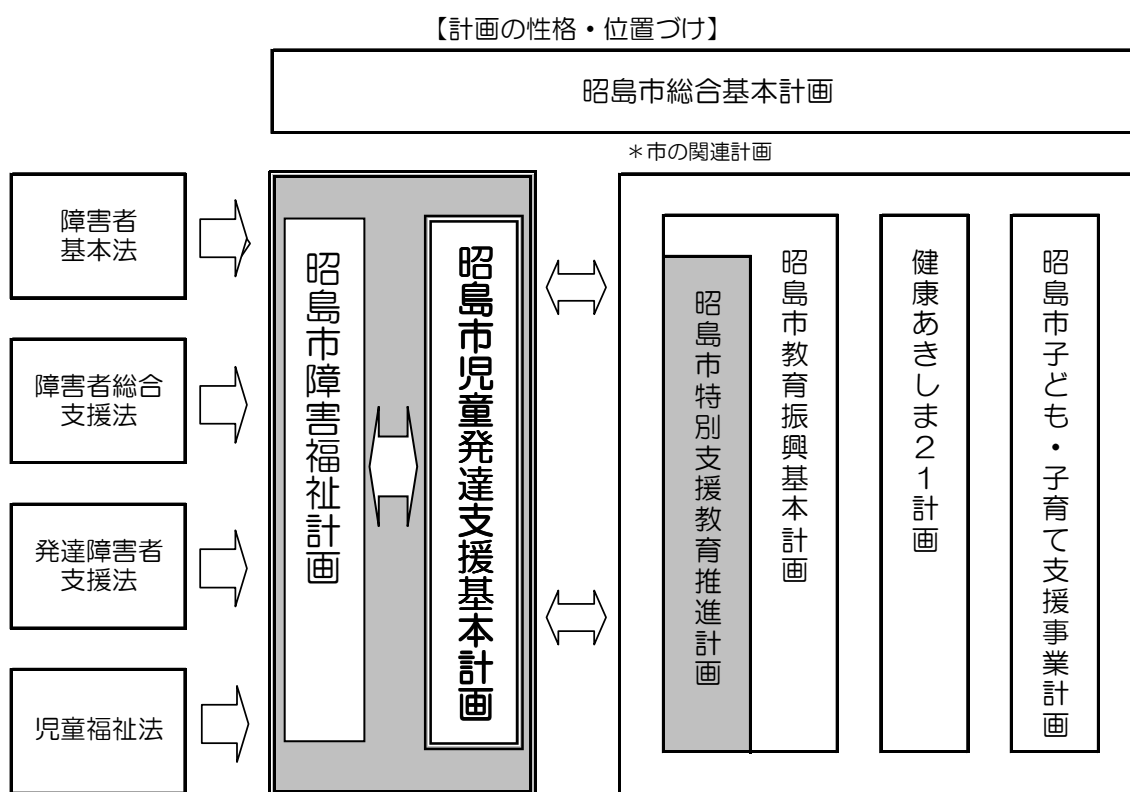


（資料「これからの個別の教育支援計画」東京都教育委員会平成26年3月31日発行）

3 計画の性格と位置づけ

○市では、昭島市総合基本計画で、市民の健康と福祉に関する施策や障害者福祉の基本的方向性を定めている。また、昭島市総合基本計画の分野別計画として、障害者基本法及び障害者総合支援法の規定に基づく「昭島市障害福祉計画」を策定し、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を展開している。

○昭島市児童発達支援基本計画は、発達障害者支援法及び児童福祉法に基づき、昭島市総合基本計画の方向性を踏まえ、昭島市障害福祉計画その他の関連計画と整合を図りつつ、特別な配慮が必要とされる0～18歳未満の児童（以下「要配慮児童」という。）の発達支援に係る分野について支援体制の確立を図るための計画とする。



4 計画の基本的な考え方

本計画では、要配慮児童の自立に向けて、身近な地域で個に応じた、適切な支援を継続して提供することができる、児童発達支援の総合的なシステム構築を図るものとする。その中では、児童発達支援に関する国や東京都の動向を十分に踏まえ、また、関係機関との連携や要配慮児童の保護者等に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備といった視点にも十分配慮し、さらには、中核的な拠点施設の整備も含め検討するものとする。

第2章 支援の対象

1 支援の対象

○0～18歳未満の要配慮児童とその保護者等を対象とする。

2 発達障害の定義

○要配慮児童のうち、多数を占めると考えられる発達障害については、概念的に精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく福祉サービスの利用対象となっていたが、平成22年12月に同法が改正され、発達障害者が障害者の範囲に含まれることが明確化された。

○発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害」とされている。（同法第2条第1項、同法施行令第1条及び同法施行規則）

○我が国では発達障害の診断は、アメリカ精神医学会の診断基準DSM*に基づき実施されるのが一般的である。DSMの改定によって発達障害の定義にも変更が行われ、DSM-IVでは、小児自閉症やアスペルガー障害などのサブカテゴリーを含む「広汎性発達障害」とよばれていたものが、DSM-5では「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害」というひとつの診断名に統合された。

DSM-5における発達障害
○神経発達症群／神経発達障害群
・知的能力障害群
・コミュニケーション症群／コミュニケーション障害群
・自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害
・注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder）
・限局性学習症／限局性学習障害（SLD：Specific Learning Disorder）
・運動症群／運動障害群
・チック症群／チック障害群

3 発達障害の特性

- 発達障害は、脳の先天的な機能的・器質的な原因によって引き起こされ、その特性は生涯にわたって持続するものの、適応の程度は、環境との関わりや養育のあり方、療育などによって著しい幅が生じるとされる。
- 発達障害は、知的な遅れをともなう場合から、高いIQを示す場合まで、広範囲にわたる。障害の現れ方にも個人差があり、年齢や環境により目立つ症状も異なるなど個別性が極めて強い。
- 発達障害のある児童は、他人からの指示の理解・対応に時間を要したり、集団の一斉行動ができにくく、他者の行動ペースに合わせる事が困難なため、個別の支援を要することがある。
- 発達障害は、早期からその特性に配慮した対応を行っていくことで、より自立し、充実した社会生活を送ることは可能であり、そのためには、早期からの本人に対する支援とともに、家族への支援や、支援機関による適切なサポート、地域社会での障害理解の促進など、本人を取り巻く環境の整備が重要である。
- 幼少期の養育環境により、発達障害と類似する症状を呈することがある。

発達障害 それぞれの特性について

自閉症スペクトラム症／ 自閉症スペクトラム障害

- * 他とコミュニケーションをとったり、共感し合ったりすることが難しい
- * 興味、関心の範囲が狭く、特定のもの、場所、行為へ強くこだわる

スペクトラムは、「連続体」といった意味をもち、自閉症には重症から軽症まであり、知的に障害がある場合もあれば、知的レベルの高い人もいて、その現れ方はさまざまです。ただし、自閉症の3要素「社会性の問題」「コミュニケーションの問題」「想像力の問題」は共通しています。

注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害(AD/HD)

- * 不注意：集中できない
- * 多動性：じっとしてられない
- * 衝動性：考えるよりも先に動く

限局性学習症／限局性学習障害(SLD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は、推論する能力のうち特定のものの学習と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。

「成長とともに自然に身につくことが身につかない」
「学習を積んでも獲得するのに時間がかかる」
「生活する中で本人や周りが困った状況を余儀なくされる」
など、
社会生活での不都合や支障をきたしている場合に
支援が必要となります。

第3章 昭島市における発達支援の取組状況と課題

1 就学前における早期発見から支援にかけて

- 母子保健法においては、3歳児健康診査までを法定健診としている。本市では、健康診査の結果、障害等が疑われる乳幼児に対して、発達に重点を置いた健診を行い、障害の早期発見・早期療育を図るため専門機関への紹介などに取り組んでいる。
- 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で言葉の遅れや行動面の発達に課題があるとされた児童のフォロー体制は、保健福祉センターで実施している「こあら教室」、「すくすく教室」、「のびのび教室」で実施している。参加者は、増加傾向にあり、定員について可能な範囲で柔軟な対応に努めているが、待機をお願いするような状況も生じている。
- 法定健診は3歳児健康診査までであり、これ以降に問題が表出する児童に対して、就学までの間、発達・発育の状況を確認する体制についても検討する必要がある。
- 子育てひろば*では、要配慮児童に対しても、子ども家庭支援センター*との連携を図り対応している。
- 教育・保育施設（幼稚園・保育園等）においては、保育士等が子どもの発達の遅れや障害に新たに気づく場合もあるので、早期療育に向け「気づき」を保護者に働きかける取り組みが必要である。
- 療育事業として、NPO法人の運営による「昭島ひよこ教室」があるが、今後は市の事業との相互の交流・連携を図っていく必要がある。また、障害のある子どもたちの学齢期における支援のための放課後等デイサービスについても、継続した支援に向けて連携や接続を図っていく必要がある。
- 巡回相談事業では、市内の教育・保育施設からの要望に応じて、幼稚園教諭・保育士から在園児の身体的、精神的な発達等についての相談に対し、臨床発達心理士等の専門的な知識を持つ相談員が巡回し助言等を行うことにより、児童に適切な対応を行えるよう支援しているが、保護者も含めた相談支援が課題となっている。
- 保護者が、子どもの言葉や発達の遅れなどの障害の可能性に気づき、受け入れを行い、安心して早期療育につなげることができるよう、支援体制の充実を図る必要がある。

2 学齢期における支援について

- 市では、平成 25 年 2 月に昭島市特別支援教育推進計画を策定し、小中学校に通学する要配慮児童の自立と社会参加に向けた教育環境の充実を図っている。
- 市の特別支援教育体制は、都立特別支援学校及び知的障害対応の特別支援学級（固定学級）が小学校で 3 校、中学校は 2 校、また通級指導学級が小学校で 4 校（情緒が 3 校、難聴・言語が 1 校）、中学校で 1 校（情緒）となっており、発達障害の児童・生徒に対する教育的支援は、主として通級指導学級にて行っている。また、情緒障害等に関する固定学級については今後検討が必要である。
- 学齢期において、学校や学童クラブ*で、はじめて障害が疑われることがあり、特別支援教育コーディネーター*等による早期発見に向けての体制整備が必要である。
- 就学時健康診断については、各校で多様に実施されているのが現状だが、養護教諭を集めた会議で統一的なものを作る取り組みを進めている。
- 発達障害等の社会的認知は進みつつあるが、さらなる理解を促すため啓発の取り組みが必要である。
- LD（学習障害）については、個々の特性にあった支援が必要である。
- 不登校傾向の小中学生を対象とした適応指導教室などにおいても、発達障害が起因となり長期欠席をしている児童・生徒に対しての支援を検討していく必要がある。
- 特別支援教育に専門性を有するベテラン教員の大量退職に伴い、若手教員を対象とした研修を充実し、指導の質の向上を図っていくことが必要である。
- 特別支援教育コーディネーターの人数も不足している。
- 就学相談については、保護者に対し丁寧に対応しているが、継続した相談体制の構築を図っていく必要がある。
- 通級指導学級については、通級指導学級設置校へ通わなくてはいけない状況にあるため、保護者から送迎が課題との意見がある。
- 個別の支援計画については、教員間の共通理解を深め、十分な活用を図っていく必要がある。また、高校進学・就労へ結びつけることが課題となっている。
- 中学校特別支援学級の連絡説明会では、就労支援に関する要望がある。
- 放課後においては、市内の 22 か所の学童クラブで、各クラブ 4 名までの要配慮児童の受け入れ態勢を確保している。要配慮児童 2 名につき 1 名の職員を加員配置し、発達障害への理解を得るために研修を実施しているが、個々における専門的な助言等の支援が必要である。

3 ライフステージを通じた支援体制について

- 要配慮児童への支援では、子どものライフステージに応じ保健・医療、福祉、教育、就労等の多様な機関の協力が求められ、各機関での支援の成果や情報を他の機関に引き継ぎ、総合的な支援に結びつけることが課題となっている。
- 市は、保健福祉センターで就学前児童を対象とした支援に努めているが、その内容を、学齢児に対する支援にしっかりとつなげ、ライフステージに応じた途切れのない支援の実施を図る必要がある。こうしたことから、児童発達支援の中核となる施設の整備も検討する必要がある。
- 就学前後の支援情報の引き継ぎ策として、「就学支援シート」の更なる有効活用を図っていくことも重要である。
- 学齢期を過ぎると、学校や地域とのつながりが希薄となりがちである。そうした要配慮児童への働きかけも課題の一つである。
- 多様なケースに適切に対応するため、専門的かつ、必要な支援が途切れないように、個々の児童に応じた個別的で継続的な支援に取り組んでいく必要がある。

4 家庭や保護者への支援体制について

- 3歳児健康診査では、保護者の「気づき」から心理相談につながるケースが年々増加傾向にある。保護者への相談対応は、庁内関係部署の連携により実施しているが、引き続き、教育・保育施設、昭島ひよこ教室などの関連施設との連携を深めた総合的な対応に努め、その充実を図る必要がある。
- 発達障害についての相談では、相談内容から適切な機関につなげ、必要な支援が受けられるようにケースワーク*を進めている。相談件数も増加傾向にあり、発達障害等に関する相談から療育に至る継続した支援体制のさらなる充実が必要となっている。
- 保育士や幼稚園教諭を対象とした巡回相談事業を実施しているが、保護者からの要望に応じた巡回型の相談支援についても検討していく必要がある。
- 小中学校では、要配慮児童、保護者への専門の相談員による巡回相談を実施している。今後は、小学校と連携し、学童クラブへの巡回相談の実施についても検討していく必要がある。
- 養育者にとってなんらかの育てにくさを持っている子どもは、虐待に至るおそれがある^{※1}ため、適切な支援につなげる必要がある。

※1 「子ども虐待対応の手引き（厚生労働省発行 H25年8月改正版）」引用

○子ども家庭支援センターでは、18歳未満の子どもと家庭に関する相談に応じ、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築をめざしており、発達障害にかかわる相談も受けている。

5 地域における支援体制と障害理解について

- 発達障害については、地域の関係機関やコミュニティーにおける支援体制の確立が課題となっている。児童の育成にかかわる機関や医療機関との連携、困難ケースへの対応、事業所等への支援など、地域の中核機関（中核的拠点）の整備とともに、支援体制の整備を図っていく必要がある。
- 発達障害が支援の対象として位置づけられたのは平成17年4月施行の発達障害者支援法の成立からであり、まだ歴史も浅く、専門相談や療育などの支援体制が整っていないことに加え、地域社会での発達障害についての理解が十分に進んでいないことから、引き続き、障害理解の促進を図る必要がある。
- 要配慮児童への対応方法についての情報不足や、周囲の理解が浅いことによる育児に対する負担感を軽減する支援が必要である。
- ファミリー・サポート・センター*の協力会員が、要配慮児童のサポートを依頼される件数が増えている。

第4章 基本目標と方針

1 基本目標

市の障害者（児）施策推進の基本的指針を定めた「昭島市障害福祉計画」では、基本理念として「ともに支え合う共生のまち・あきしま」を掲げており、「地域社会での自立」を一つの基本目標としている。

また、「昭島市子ども子育て支援事業計画」では、「すべての子どもが輝き、未来を創るまち昭島」を基本理念とし、要配慮児童を含めて、すべての子どもが安心して生れ、育ち、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子供の育成」、「地域ぐるみでの子育て支援・子どもの健やかな育ちの実現」を目指す方向としている。

【基本目標】

要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する

要配慮児童の社会での自立につながるように、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制を構築し、各ライフステージと個のニーズ（児童の特性）に応じた、適切で継続したサービスの提供を図る。

2 発達支援について（要配慮児童の自立への道筋）

基本的生活習慣の構築

人が社会生活を営んでいくためには、自らがものごとを選択・決定し、取り組めることが大切であり、その基礎となる食事・排せつ・衛生・衣服の着脱、整理整頓などに関する生活習慣の構築が必要である。

子どもが成長・発達するために、基本的生活習慣を身につけることができるように、適切な支援に努める。

自己実現・自立

社会参加や自立生活に至るには、「生活習慣の構築」⇒「自己実現」⇒「自立」という段階をたどることになる。「自己実現」とは自分を受け入れ、自分の生き方を見出し、安心して過ごせるような自分の生き方を実現することであり、その感性や価値観は様々である。

自立に向けた支援として、個々の自己実現を目指し、生活態度や生活意欲を醸成し、その継続が図られるように努める。

要配慮児童の自立に向けた環境整備

要配慮児童の自立に向けては、個々の自立への道筋を明確にするとともに、その特性に配慮した、継続的・長期的支援を行い、地域の一員として自立できる環境整備に努める。

3 支援の方針（施策展開の方向性）

早期発見・早期対応の充実

- 児童における発達障害その他の要配慮状態を早期に発見し、適切な療育・支援に結びつける。
- 早期から支援を行うことで、要配慮児童の抱える生活上の困難を軽減し、将来において不登校や引きこもり、社会生活への不適應などに陥るリスクを軽減する。
- 早期対応につなげるため、教育・保育施設などの関係機関と連携し「気づき」を保護者へ働きかけるように努める。

学齢期における支援

- 小学校就学前後の支援情報の引き継ぎについて、支援の継続性を確保できる体制の整備を図る。
- 学齢期において、はじめて発達障害が疑われる児童・生徒に対する支援体制の整備を図る。
- 要配慮児童に対する個々の特性にあった支援を推進するため、教職員の指導力の向上と、特別支援教育コーディネーターの確保を図る。
- 個別の教育支援計画を通して保護者に対する継続した相談体制の構築と、要配慮児童の中学校卒業後における高校進学・就労へ向けた支援の充実を図る。

関係機関との連携体制の構築

- 保健・医療・福祉・教育・就労など、多様な関係機関の連携体制を構築し、要配慮児童に対し、ライフステージを通じ、切れ目のない支援を行う。
- ライフステージが変わるたびに、それまでに蓄積された支援情報が途切れることなく確実に引き継がれるように、適切なコーディネート*を行う。

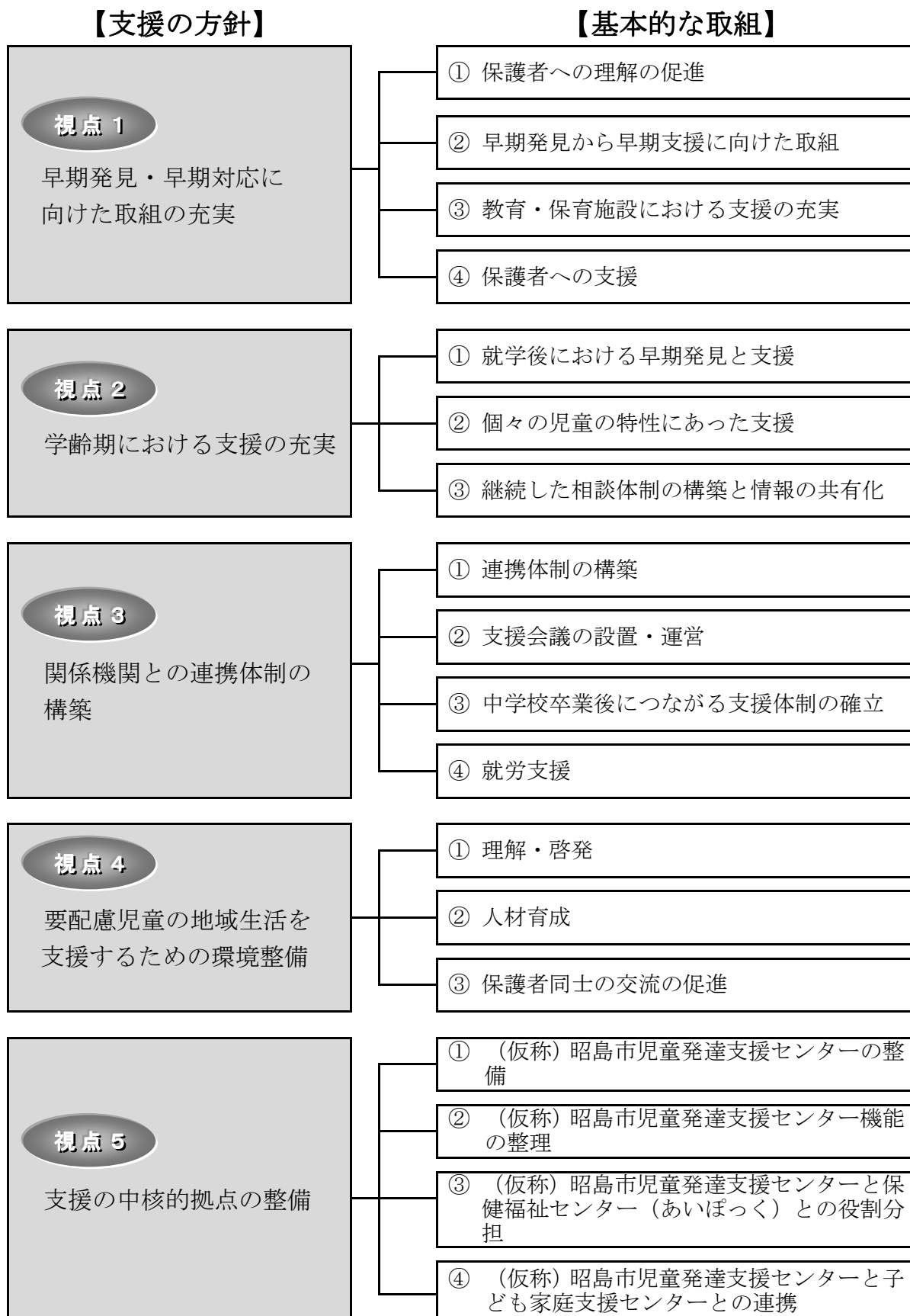
保護者への支援も含めた支援体制の整備

- 年々増加する保護者からの相談に適切に対応し、子どもの障害等に関する保護者の認知や理解について働きかけることで、必要な療育につなげることができるよう相談から療育に至る継続した支援体制を整備する。
- 保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように生活上の助言や保護者相互の交流等による支援体制の整備を図る。

要配慮児童等を取り巻く環境の整備

- 要配慮児童や発達障害などに対する地域の理解を促進し、支援のための人材育成に努めるとともに、教育・保育施設などの関係機関との連携を強化し、地域で支えるための基盤の整備、充実を図る。
- 要配慮児童の支援においては、関係機関相互がそれぞれの役割を十分に理解し、連携して責務を遂行することができるように、よりよい地域連携づくりを進める。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、要配慮児童とその保護者を取り巻く環境の整備に努める。

4 支援の方針と基本的な取組の体系



第5章 児童発達支援に向けた基本的な取組

<視点1 早期発見・早期対応に向けた取組の充実>

保護者への理解の促進

- 様々な機会を捉えた情報の提供等により、発達障害等の理解を図ることで、要配慮状態への「気づき」を乳幼児期の子どもの保護者に対し働きかけ、早期発見から支援に結びつける。

早期発見から早期支援に向けた取組

- 母子保健、児童福祉、障害児等に関する専門機関や医療機関、教育・保育施設などとの連携を図り、発達障害などに起因する要配慮状態を早期に発見し、早期支援に確実につなげるための総合的な体制の構築を図る。
- 障害があるとの明確な診断ができないケースや、障害があることを気づかずに対応できていないケースなどに対し、「気になる」という段階から、きめ細やかな相談支援に努めるとともに、発達支援に関するサービスを体験できるなど柔軟な取組を図る。

教育・保育施設における支援の充実

- 教育・保育施設など児童の集団生活に携わる機関を通して、要配慮状態等への「気づき」を保護者へ働きかけ、早期の相談と安心につながるよう支援していく。
- 教育・保育施設と保護者及び関係する医療・療育機関で協力し、作成している「就学支援シート」について、さらなる理解・周知を図り、その活用の促進を図る。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、ともに育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進を図る。また、障害のある子どもを受け入れる教育・保育施設の拡充を図る。

保護者への支援

- 子どもの発達についての不安や悩みのある保護者を対象に、子どもとの適切な接し方やしつけ方を学ぶ機会として、ペアレント・トレーニング*等を実施し、保護者が子どもの障害を受け止め前向きに捉えることができるよう支援を行う。
- 要配慮児童の家族が抱える悩みや不安については、同じ立場にある者同士が共感し寄り添うことにより軽減できる場合も多く、要配慮児童の支援におけるペアレント・メンター*の活用についても検討する。

- 保護者が、子育ての悩みやストレスを抱えている場合など、支援が必要な保護者については、必要に応じて、適切な専門機関へ相談をつなげる。

<視点2 学齢期における支援の充実>

就学後における早期発見と支援

- 学齢期において、学校や学童クラブ、適応指導教室などで、はじめて障害が疑われる児童生徒への早期発見から支援に向けた体制の整備を図る。
- 不登校傾向にある児童生徒についても、関係機関や家庭と連携を図りながら、当該児童生徒の状況を把握しつつ、発達障害等の疑いのある場合は支援に向けた働きかけを行う。
- 就学期間中については、在籍校や教育委員会と連携し、協力しながら、必要に応じて個別支援会議等を開催する。

個々の児童の特性にあった支援

- 配慮を要する児童について、教育・保育施設からの「就学支援シート」を継続し、教育・保育施設や小学校の連携と情報交換、就学後の指導への効果的な活用を図る。
- 学校においては、特別支援教育の固定学級や通級指導学級等における教育内容の充実を図る。また、通常の学級と通級指導学級との連携を推進する。
- 要配慮児童一人ひとりに対する適時、適切な支援を推進していくため、個別の教育支援計画や個別指導計画の作成と活用を進める。また、個別の教育支援計画について教員間の共通理解を高め、十分な活用を図る。
- 個別の教育支援計画については、保護者と連携した計画の活用を進めるとともに、保護者と学校、関係機関との連携のツールとしての活用を図る。
- 発達障害やLD（学習障害）のある児童について、個々の特性にあった支援を推進するため、教職員を対象とした研修を充実し指導の質の向上を図る。
- 特別支援教育コーディネーターについて必要な人数の確保とともに、質の向上を図る。

継続した相談体制の構築と情報の共有化

- 保護者に対する発達障害等についての理解啓発と、就学相談以降における継続した相談体制の構築を図る。
- 要配慮児童の就学前から小学校入学につながる情報共有の仕組みや、小学校卒業から中学校入学、中学校卒業から高等学校（高等部）入学につながる個別の教育支援計画の引継ぎなど情報共有の仕組みを構築し、継続的な支援に向けて必要な情報の共有化を図る。
- 18歳以降の継続した支援を視野に入れ、若者・成人期の相談場所についての情報提供を行い、（仮称）昭島市児童発達支援センターから障害福祉課につながる情報共有の仕組みを構築する。

<視点3 関係機関との連携体制の構築>

連携体制の構築

- 就学前から就学時、進学時、卒業時などの児童のライフステージ*の変わり目には、支援が途切れないよう、児童の将来的な自立を踏まえ、各機関の連携による継続的な支援体制を構築する。
- 新たに整備する（仮称）昭島市児童発達支援センターが中核的なコーディネート機能を担い、保健・医療・福祉・教育・就労などの多様な関係機関の連携体制を構築する。
- 関係機関の連携にあたっては、各機関が相互にその役割や活動内容について十分に理解し、情報の共有を図る。

支援会議の設置・運営

- 要配慮児童とその家族が抱える様々な課題の解決に向け、継続的な支援を図るため、様々な分野の関係者による支援会議を設置する。
- 支援会議は、関係機関が必要に応じて集り、要配慮児童への適切な支援に向けた検討を行う。また、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、児童の支援に関する要保護児童対策地域協議会その他の関係会議との相互の連携を図る。
- ライフステージの変わり目には、必要に応じて、保護者、本人と支援機関、在籍校の関係者などにより個別支援会議を開催し、「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」を活用しながら、情報の引継ぎや支援の継続性を確保する。

社会的、及び職業的自立の促進

- 中学校卒業後における高校進学・就労に向けた相談支援等の充実を図る。
- 教育・保育施設や小学校で作成し活用している「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」について、各学校から高等学校や就労移行支援事業所等への情報の引継ぎが行えるよう、福祉と教育が連携して支援する体制を検討する。
- 学齢期を過ぎて、学校や地域との関係が切れて引きこもり状態となっている要配慮児童について、地域での居場所づくりや人とのつながり、社会参加のきっかけづくりなどの働きかけ等の取組みを進める。

就労に向けての連携

- 一般就労及び福祉的就労へつなぐための、雇用・福祉・教育の一層の連携強化を図るとともに、特別支援学校の生徒やその保護者等に対して、学校在学中から就労に関する啓発に努める。
- 中学卒業後においては、昭島市障害福祉計画に定める障害のある人の就労支援に向けた各種サービスを通じ、就労に向けた包括的な支援を行う。
- 社会的な自立に向けた相談支援の充実や、「あきしま就職情報室」などの紹介及び、就労に向けた情報提供を行う。

<視点4 要配慮児童の地域生活を支援するための環境整備>

理解・啓発

- 子育て中の保護者が発達障害に関する知識や情報を得ることが、要配慮状態の「気づき」につながることから、教育・保育施設や小学校などの保護者に焦点をあてた障害に対する理解と啓発に努める。
- 要配慮児童や保護者が、生涯を通じて、社会の様々な営みに参加し、安心して地域生活を営むことができるよう、発達障害等についての社会一般に対する理解・啓発を推進し、ノーマライゼーション*の理念に基づく共生社会、ソーシャルインクルージョン*の実現を図る。

人材育成

- 教育・保育施設、学校、学童クラブ等の児童に直接携わる機関の職員研修を実施するなど、要配慮児童の特性や支援方法等に関する理解を深め、人材育成を図る。

- これらの機関の人材育成に合わせ、職員がケースに応じて、保護者への適切な情報提供や専門的な機関への相談や紹介ができるように、職員の支援の充実に努める。

保護者相互の交流の促進

- 要配慮児童の保護者に対しては、相談や、助言など継続的な支援を行うとともに、地域で孤立することのないように保護者相互の交流の場を確保する。

<視点5 支援の中核的拠点の整備>

(仮称) 昭島市児童発達支援センターの整備

- 要配慮児童に対する地域での支援体制や関係機関の連携を確保し、保護者への適切な支援と要配慮児童の個に応じた切れ目のない支援を総合的に実施する中核的拠点として(仮称)昭島市児童発達支援センターの整備を進める。

(仮称) 昭島市児童発達支援センターの役割

- 要配慮児童の発達面、行動面、学校生活面など子どもの育ちについて不安がある保護者の総合的な相談・支援を行う。
- 地域や保護者に対する理解啓発・情報提供を行うとともに、要配慮児童の支援に関する地域の人材育成を図る。

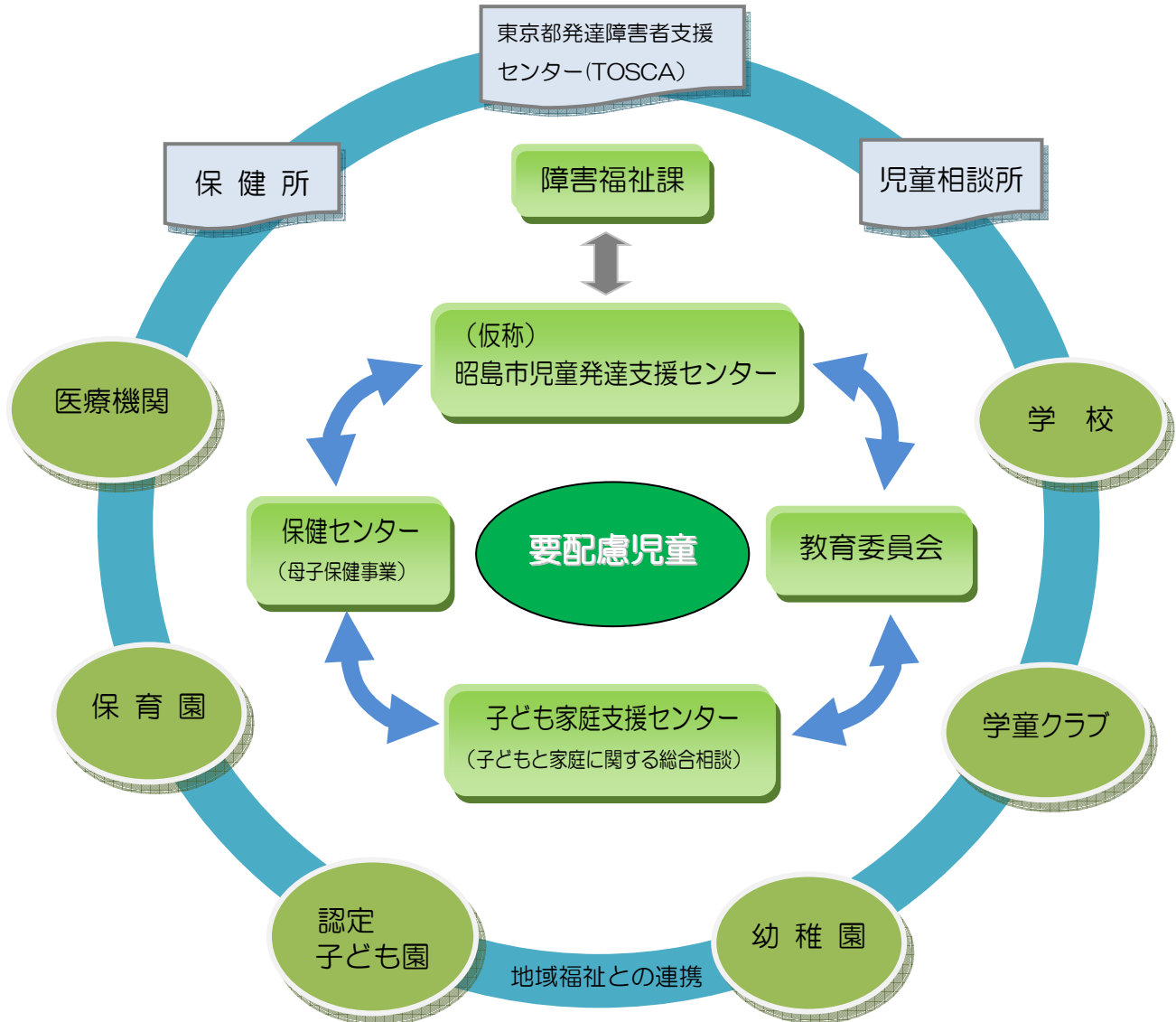
(仮称) 昭島市児童発達支援センターと保健福祉センター(あいぼっく)との役割分担

- 保健福祉センターは、引き続き、児童の健康の視点から、要配慮児童の支援に努め、(仮称)昭島市児童発達支援センターは、保健福祉センターと連携を図りつつ、要配慮児童支援の中核的な施設として、総合的な支援の役割を担うものとする。

(仮称) 昭島市児童発達支援センターと子ども家庭支援センターとの連携

- 個人情報の取扱いに留意し、子ども家庭支援センターにおける要保護児童対策地域協議会との連携を図るとともに、総合的な支援に努める。

【(仮称) 昭島市児童発達支援センターと地域の連携体制】



第6章 (仮称) 昭島市児童発達支援センターの機能と整備について

1 (仮称) 昭島市児童発達支援センターの機能

支援の対象

- (仮称) 昭島市児童発達支援センターでは、要配慮児童とその保護者等を対象とする。

地域支援体制の構築

- 要配慮児童を取り巻く環境の整備に向け、地域での支援体制の構築を担う。
- 保健・医療・福祉・教育・就労などの多様な関係機関の連携体制を構築し、そのコーディネート機能を担う。
- 要配慮児童への支援に携わっている専門職等に対する研修会を開催し、より適切な支援が実施できるよう、資質の向上と人材の育成を図る。

相談支援機能・関係機関への支援

- 要配慮児童の保護者や関係機関からの相談、問い合わせについて、専門的な立場からの支援を行う。
- 各種の相談に対して可能な限り包括的な対応を進めるため、専門機関との緊密な連携・協力体制の確保を図る。
- 教育・保育施設や小学校、学童クラブなどの関係機関からの相談や、これらの施設に在籍する保護者等の相談に対し、訪問による助言等の支援を行う。

ライフステージを通じた継続的な支援体制の構築

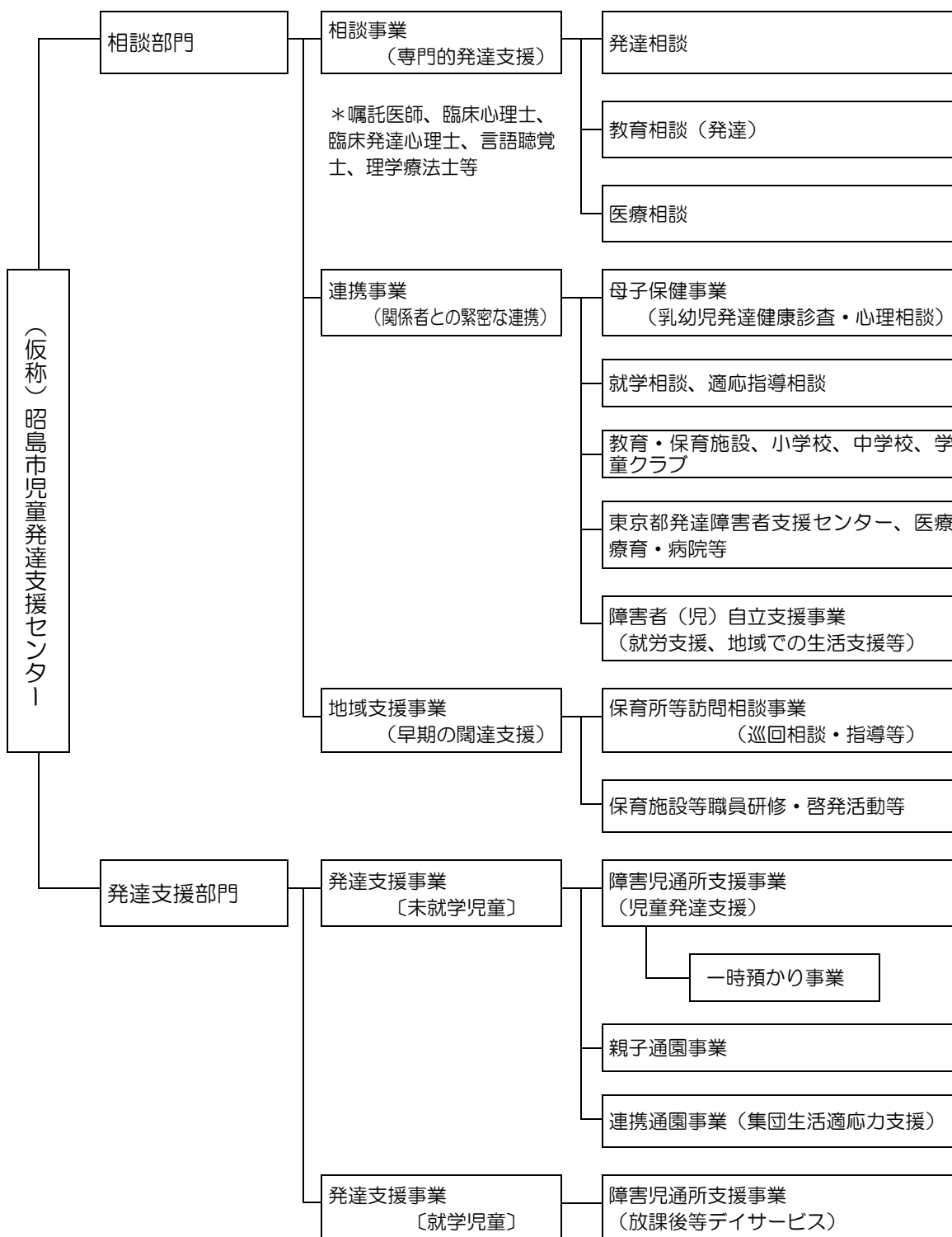
- 関係機関と連携し、乳幼児期からライフステージを通じた継続的な支援の確保を図る。

発達支援事業に係る取組

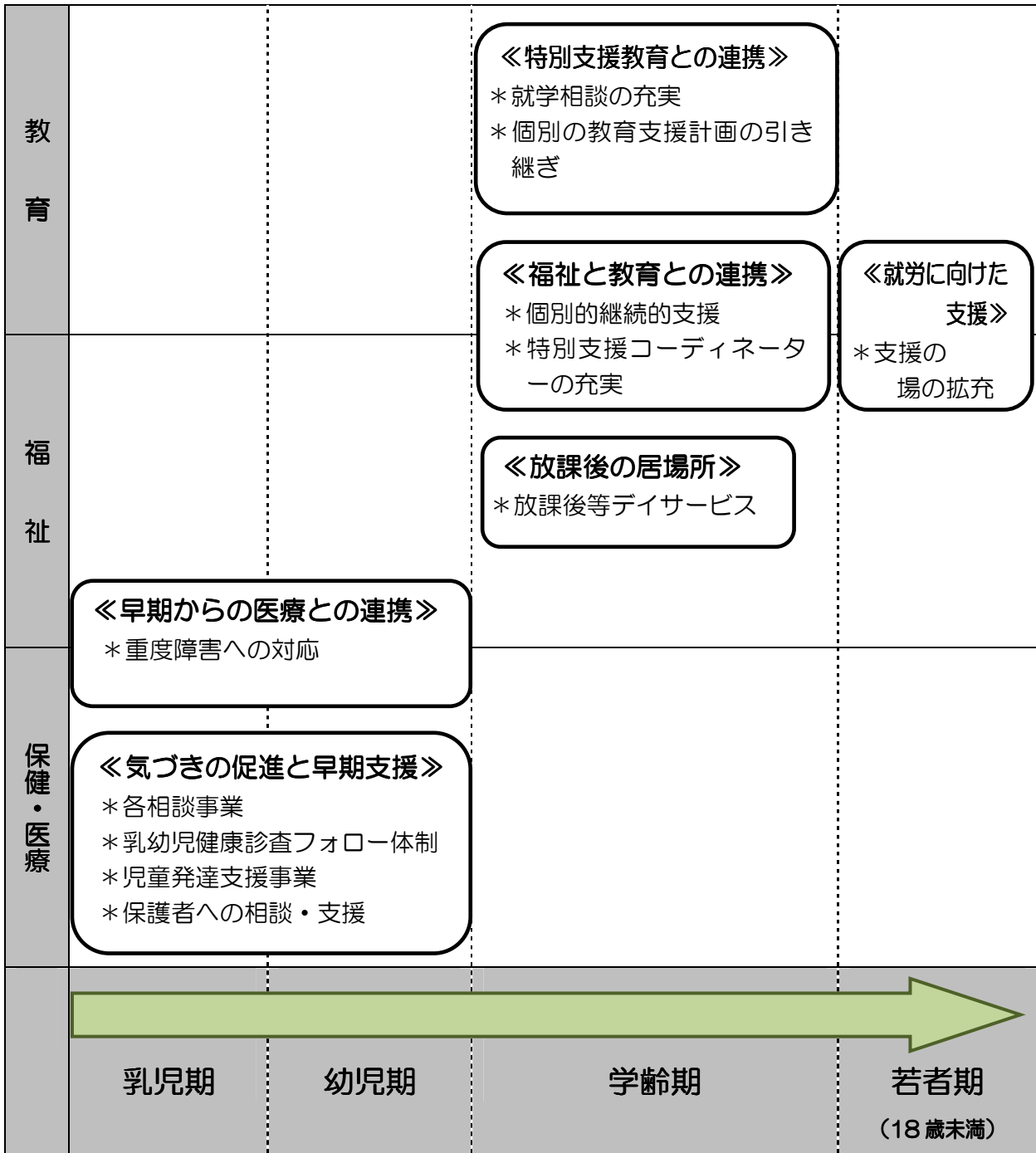
- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等、通常通園(母子分離)・親子通園等を併用しながら実施する(児童発達支援*)。
- 授業の終了後又は学校の休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う(放課後等デイサービス)。
- 保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う要配慮児童につき、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行う(保育所等訪問支援)。

2 (仮称) 昭島市児童発達支援センターの位置づけ

- (仮称) 昭島市児童発達支援センターは、相談部門と発達支援部門を二つの柱として、地域において要配慮児童に対する支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として位置づける。



【 子どものライフステージに応じた支援 】



3 ハード面における配慮事項

- 利用者が来所しやすいよう、プライバシーに配慮した相談室の配置と動線を確保する。
- 発達障害等の障害特性に配慮した施設面での工夫を行う。
- 利用者の視点に加え、環境面や安全面など幅広い視点に配慮する。
- 既存施設を活用するとともに、必要に応じた施設の整備を図る。

【設計上の主な配慮事項】

	配慮項目	配慮事項
利用者の視点	障害特性への配慮（外部からの刺激、突発的な行動など）	ロッカーや手洗いなどを壁面収納内へ設置 機能ごとに諸室を配置 室内の角や柱を丸くする クッション材等の利用
	誰もが気軽に利用できる配慮	情報コーナー、キッズスペース、授乳室の設置 相談室のプライバシーへの配慮
	ユニバーサルデザインへの配慮	ユニバーサルデザインの視点に基づく整備 聴覚障害者への対応 エレベータの活用
	外観への配慮	利用者が訪れやすい外観
環境の視点	省エネルギー配慮	照明器具の検討（LED、自動点滅など） トップライトの導入（自然光を取り入れる）
	室内環境配慮	シックハウス対策（化学物質に対する配慮） 居室の24時間換気
	自然環境配慮	木材の活用、屋上緑化等の検討
安全面の配慮	災害時対応	都給水施設との連携 災害に強い建物 停電、断水時等の対策
		不審者への防犯対策（防犯カメラ） 避難用すべり台の設置 非常警報装置
その他の視点	様々な利用の想定	移動間仕切り等の活用
	維持管理上の配慮	ランニングコストの削減（省エネへの配慮） メンテナンス性を考えた配慮

4 (仮称) 昭島市児童発達支援センターの整備に向けて

今後の進め方

- 幼児期から青年期まで個の特性に配慮し、ライフステージに応じた切れ目のない継続した支援を行うための中核的な拠点施設として、(仮称) 昭島市児童発達支援センターの早期の整備を推進する。
- (仮称) 昭島市児童発達支援センターについては、「昭島市児童発達支援基本計画」に基づき、その施設整備に向けて、平成 27 年度本審議会において、より具体的な計画の策定を行う。(児童発達支援センター事業詳細計画)
- (仮称) 昭島市児童発達支援センターの整備に向けては、要配慮児童にかかわる関係機関と連携して、また市内においては関係部署の担当者による連絡会を組織し、取組を進める。

用地の確保

- 早期の施設整備には、既存ストックの有効活用が有力な選択肢となる。立川市、日野市、小金井市においても既存ストックの活用で児童発達支援センターの用地を確保している。
- (仮称) 昭島市児童発達支援センターの用地については、つつじが丘北小学校・つつじが丘南小学校の統合後のつつじが丘南小学校跡地の一部を活用することが最も現実的である。
- つつじが丘南小跡地は、市の中央部に位置し、必要な面積も十分に確保でき、また、教育センター、子ども家庭支援センターとの連携も可能となることから適地である。

整備概要

- つつじが丘南小学校校舎 1 階部分において、相談部門事業、子ども家庭支援センター及び事務局機能等を整備し、療育訓練、専門訓練など専門性の高い機能が必要なところは、校舎に隣接した「新たな施設整備」をすることが最も効率的・効果的な整備計画となる。

※位置図は、31 頁参照

運営主体

- 児童発達支援センターは、地域における要配慮児童に対する中核的な支援拠点の位置付けから、地域の理解協力、地域の連携事業との関係構築がきわめて重要なこととなる。
- 児童発達支援センターでの事業は、継続的、長期的な視点で安定的かつ効率的な「持続可能な運営形態」がなによりも必要である。
- 児童発達支援センターの運営主体については、公的な責任を保ちつつ民間経営の長所を生かし、安定的かつ効率的な事業運営が可能で、多様化する福祉サービスに柔軟に対応できる運営主体として、今後設立される昭島市社会福祉事業団を中心に検討を進める。

財源の確保

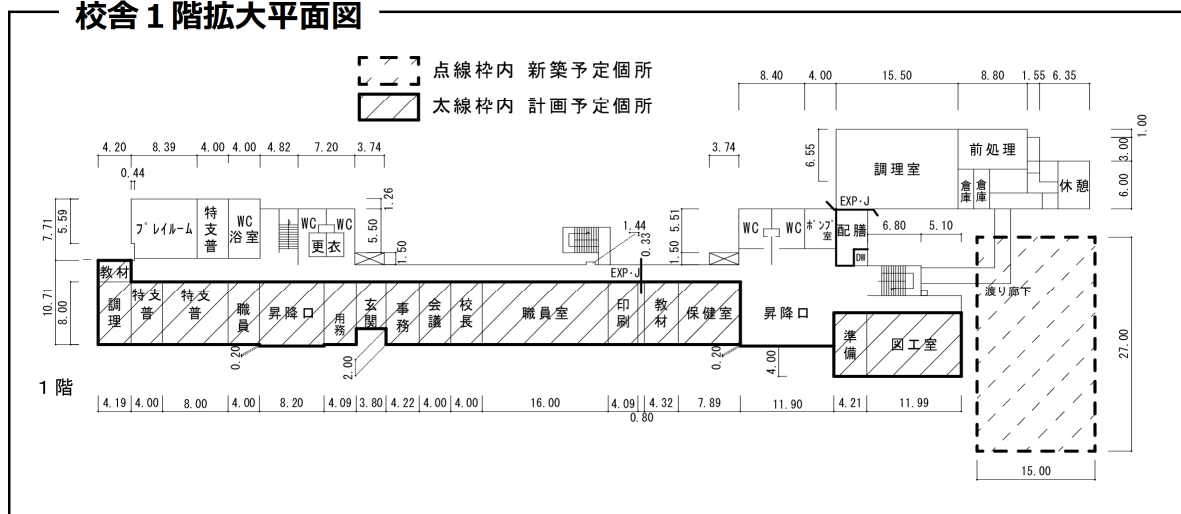
- 施設整備を含め、本計画を遂行するには大きな財源が必要になる。本施設を早期に整備し持続可能な運営をしていくためには、現在ある制度やしくみの中で、国や東京都の補助金や負担金を活用していくことが必要である。
- （仮称）昭島市児童発達支援センターの整備財源として、民間法人を対象とした社会福祉施設等整備費補助金の活用を図る必要がある。
- 児童発達支援事業については、可能な限り障害者自立支援法の訓練給付費等による運営を行う。
- 児童発達支援事業のうち、市単独負担となる事業については、国や東京都に対し、その財源確保について、他市とも連携し強く要請をしていく。

整備の推進

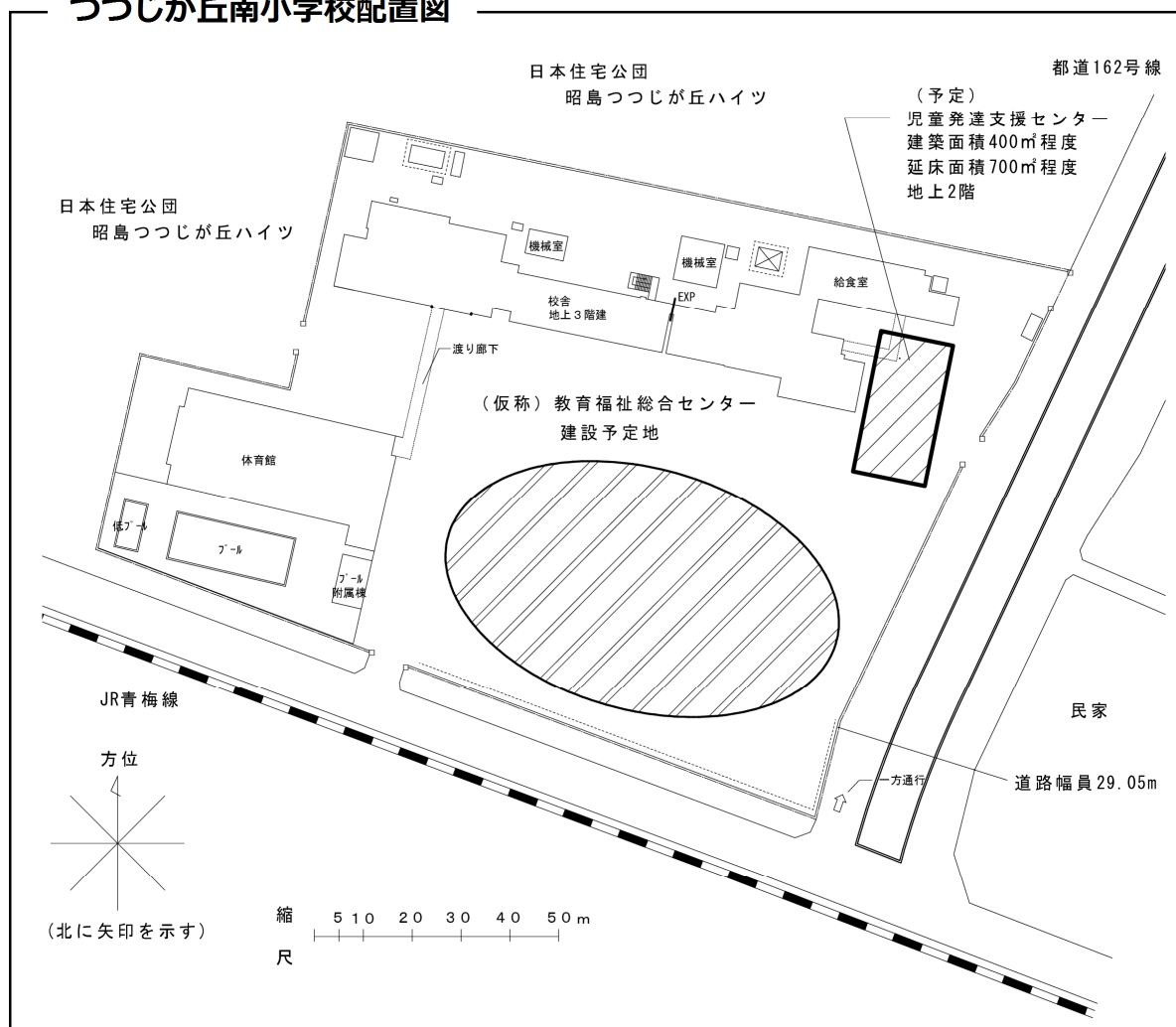
- 関係機関の連携と協力により、センター整備の推進を図るものとする。

《参考図》

校舎1階拡大平面図



つつじが丘南小学校配置図



資料編

- 資料1 昭島市児童発達支援計画審議会条例
- 資料2 昭島市児童発達支援計画審議会名簿
- 資料3 昭島市児童発達支援計画審議会開催状況
- 資料4 昭島市児童発達支援計画庁内連絡会要綱
- 資料5 昭島市の発達障害児等の支援の現状
- 資料6 庁内検討委員会での視察調査まとめ
- 資料7 用語解説

資料1 昭島市児童発達支援計画審議会条例

(設置)

第1条 児童発達支援の推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、昭島市児童発達支援計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、支援計画（児童発達支援センターの整備計画を含む。）に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係機関を代表する者 4人以内
- (3) 医師 1人以内
- (4) 臨床心理士 1人以内
- (5) 事業主を代表する者 2人以内
- (6) 市民 4人以内（うち公募による市民3人以内）

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は、前条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

児童発達支援計画審議会委員	日額	10,000円
---------------	----	---------

資料2 昭島市児童発達支援計画審議会名簿

選出 区分	氏名	備考
学識経験のある者	竹内 康二	明星大学人文学部心理学科准教授
	浅原 伸行	昭島市公立小学校長会（東小学校）
関係機関を代表する者	伊藤 くるみ	東京都立川児童相談所 心理指導係長
	水口 都季	東京都多摩立川保健所保健対策課長
	平岡 聖子	昭島市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会長
	菅原 文夫	昭和の森エリアサービス株式会社 取締役
医師	長瀬 幸弘	昭島市医師会（たかつき第2クリニック院長）
臨床心理士	長岡 恵理	臨床心理士
事業主を代表する者	高村 孝子	昭島市保育園園長会（昭島ゆりかご第二保育園）
	岩本 庸子	特定非営利活動法人昭島ひよこ教室 所長
市民	藤原 国広	昭島市自治会連合会
	高橋 たえ	公募市民
	小野 泰子	公募市民
	岩崎 成昭	公募市民

資料3 昭島市児童発達支援計画審議会開催状況

平成 26 年度	開催時期	会議内容等
第 1 回	平成 26 年 6 月 13 日	第 1 回昭島市児童発達支援計画審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 会長、副会長の選出 ・ 諮問 ・ 庁内における検討委員会の報告の概要 ・ 特別教育推進計画の概要について ・ 今後の日程
第 2 回	平成 26 年 7 月 30 日	第 2 回昭島市児童発達支援計画審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援の基本的な考え方 ・ 児童発達支援に向けた基本的取り組み（1）
第 3 回	平成 26 年 8 月 26 日	第 3 回昭島市児童発達支援計画審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援に向けた基本的取り組み（2） ・ （仮称）昭島市児童発達支援センターの機能についての検討（1）
第 4 回	平成 26 年 10 月 16 日	第 4 回昭島市児童発達支援計画審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）昭島市児童発達支援センターの機能についての検討（2）
第 5 回	平成 26 年 11 月 14 日	第 5 回昭島市児童発達支援計画審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭島市児童発達支援基本計画の素案について ・ パブリックコメントについて
	平成 26 年 12 月 15 日 ～H27 年 1 月 13 日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント
第 6 回	平成 26 年 2 月 (予定)	第 6 回児童発達支援計画審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント結果報告 ・ 最終答申・計画案の策定

資料4 昭島市児童発達支援計画庁内連絡会要綱

(設置)

第1条 昭島市児童発達支援計画審議会（以下「審議会」という。）の計画策定に関することについて調査及び検討を行うため、昭島市児童発達支援計画庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、審議会における計画策定に関することについて必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員8人以内をもって組織する。

2 会長は、子ども家庭部子ども育成課長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、学校教育部統括指導主事の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、児童発達支援計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、連絡会の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、連絡会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から実施する。

別表（第3条関係）

1	企画部企画政策室主査（企画調整担当）（うち1人）
2	企画部財政課財政係長
3	市民部産業活性化室産業振興係長
4	保健福祉部障害福祉課障害福祉係長
5	保健福祉部健康課保健指導係長
6	子ども家庭部子育て支援課保育係長
7	子ども家庭部子ども育成課子ども家庭支援センター係長
8	学校教育部指導課特別支援教育係長

資料5 昭島市の発達障害児等の支援の現状

- 昭島市の乳幼児数 5,699人 (平成26年4月1日現在)
 - ・保育園に通園している乳幼児 2,591人 (平成26年7月1日現在)
うち加配を受けている乳幼児 49人
 - ・幼稚園に通園している乳幼児 1,225人 (平成26年5月1日現在)
うち加配を受けている乳幼児不明

- 昭島市立小学校児童数 5,582人 (平成26年5月1日現在)
うち特別支援学校在学者数 51人 (平成26年5月1日現在)

【特別支援学級（固定）在学者数】

学校名	種別	在学者数（人）
共成小学校	知的障害	15
つつじが丘南小学校	知的障害	21
田中小学校	知的障害	15
合計		51

【特別支援学級（通級）在学者数】

学校名	種別	在学者数（人）
富士見丘小学校	言語障害	44
富士見丘小学校	難聴	2
東小学校	情緒障害	26
つつじが丘北小学校	情緒障害	22
拝島第三小学校	情緒障害	34
合計		128

- 昭島市立中学校児童数 2,651人（平成26年5月1日現在）
うち特別支援学校在学者数 47人（平成26年5月1日現在）

【特別支援学級（固定）在学者数】

学校名	種別	在学者数（人）
昭和中学校	知的障害	30
多摩辺中学校	知的障害	17
合計		48

【特別支援学級（通級）在学者数】

学校名	種別	在学者数（人）
瑞雲中学校	情緒障害	21

- 昭島市在住障害者手帳所持者数（平成26年3月31日現在）

	18歳未満（人）	うち乳幼児（人）
身体障害者手帳	125	20
愛の手帳（東京都療育手帳）	196	18
精神障害者保健福祉手帳	12	0

*乳幼児

—児童福祉法より—

乳児・・・満一歳に満たない者

幼児・・・満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

資料6 庁内検討委員会での視察調査まとめ

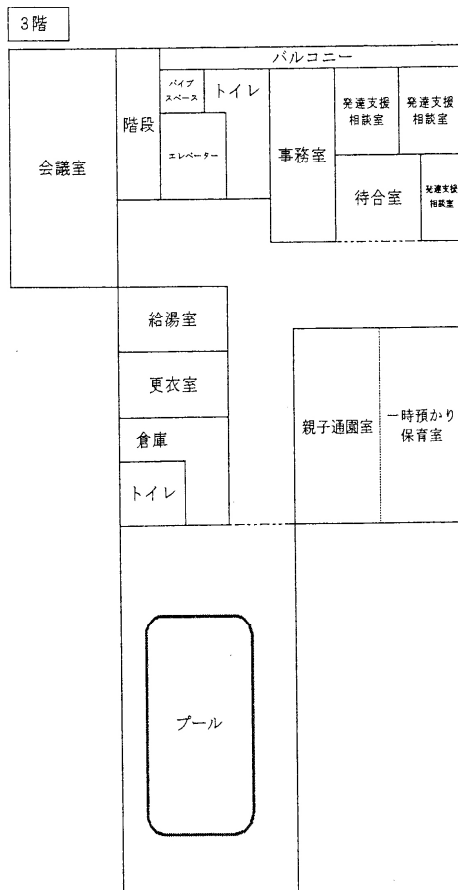
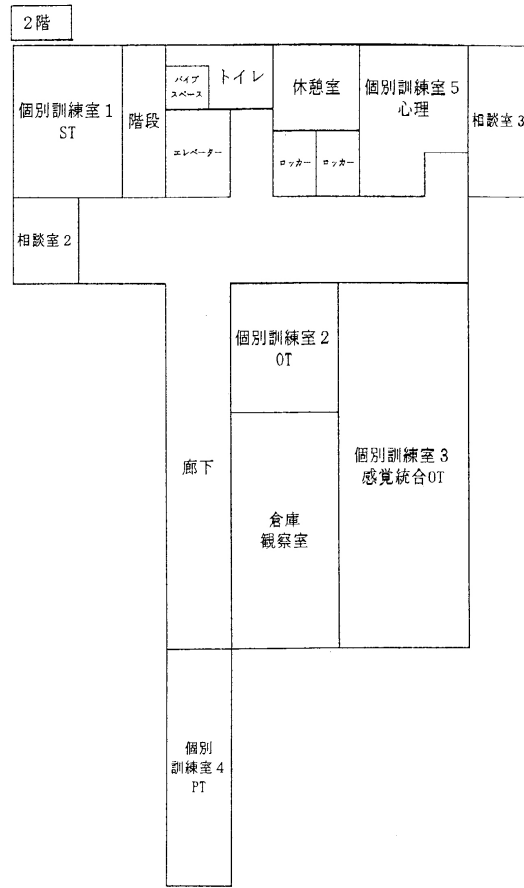
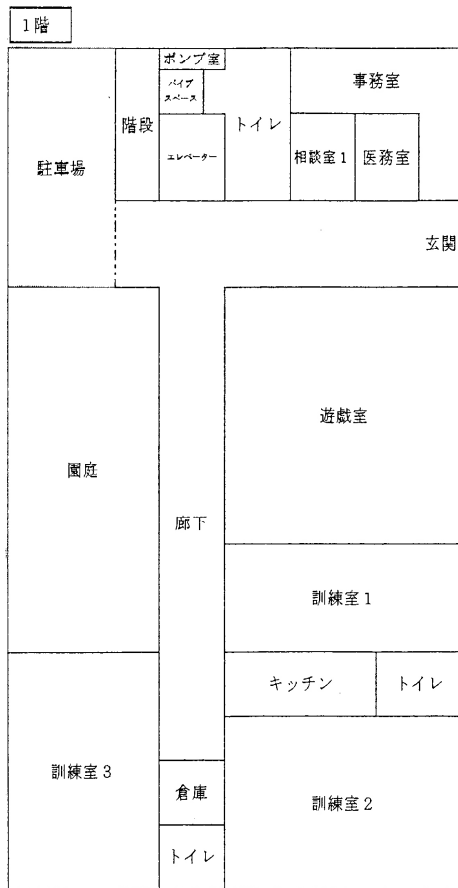
○平成25年度 庁内検討委員会で、小金井市・日野市・立川市の視察調査を実施。

【小金井市（児童発達支援センター）】

区分	事業名	事業概要	曜日・時間	対象・定員	
相談部門	相談事業	一般相談	月曜日～金曜日 8:30分～19:00	18歳未満の児童及びその保護者	
		専門相談 法内	月曜日～金曜日 8:30～19:00	18歳未満の児童及びその保護者	
	地域支援事業	巡回相談	不定期	18歳未満の児童	
		保育所等訪問支援 法内	不定期	18歳未満の児童でその保護者が児童通所給付費の支給を受けた方	
発達支援部門	対学齢児童 法内	理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・心理士・指導員又は保育士 小学校在学中の支援の必要な児童に対して、放課後等の時間を利用した生活能力向上のための療育訓練の実施。	月曜日～金曜日 14:00～18:00	10人	
通園部門	児童発達支援事業	通常通園 (児童発達支援) 法内	指導員又は保育士・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・心理士・看護師・栄養士・調理師 児童支援利用計画及び個別支援計画に基づき、市が入園を決定した心身の発達において特別な配慮が必要な幼児に対して、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を行う。	月曜日～金曜日 9:30～14:00	21人 (25年度は15人)
		親子通園	保健師・指導員又は保育士・心理士 心身の発達に特別な配慮が必要な幼児及びその保護者等に対して、相談支援事業の見立てに基づいて、幼児の状態を観察するとともに、保護者等に対し幼児との関わり方等を知ってもらう。	火曜日または木曜日 10:00～12:00 ※火曜第1・3、第2・4グループ、木曜第1・3、第2・4グループがある。	5組程度
		外来訓練	理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・心理士 通常通園に通っていないが、保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児を対象に、相談部門の見立てに基づき、専門的な訓練を必要とする幼児に対して、必要な訓練を行う。	月曜日～金曜日 9:00～17:00 一人概ね1時間程度	2歳以上の幼児
開設経過		○H23.8月～H25.3月 発達支援事業検討部会 (全30回) ○担当 主査職2名(平成24年4月から配置)	○H24.10月～H25.3月 コンサルタントによる策定支援 ○H25.10月 開設(児童福祉法に定める児童発達支援センター)		
その他		○一時預かり事業については当面未実施。開始時期については検討中。 ○運営協議会を設置。運営は委託。 ○支援シート(さくらシート)			
建物について		○構造 けやき保育園と併設 3階建て 新築 ○自立生活支援課部分床面積 1078.48㎡ ○電気・水道代は一括で保育課の予算(ガス料金のみ自立生活支援課)			

法内 については児童福祉法に基づく給付事業 その他は市の単独事業

【小金井市児童発達支援センター施設平面図】



1階

部屋の名称	利用する事業
訓練室 1、2、3	通常通園 (児童発達支援事業)
相談室 1	学齢児童対象事業 (放課後等デイサービス事業)
遊戯室	

2階

部屋の名称	利用する事業
個別訓練室 1 言語聴覚療法 (ST)	通常通園 (児童発達支援事業) 学齢児童対象事業 (放課後等デイサービス事業) 外来訓練事業
個別訓練室 2、3 作業療法 (OT)	
個別訓練室 4 理学療法 (PT)	
個別訓練室 5 心理療法	通常通園 (児童発達支援事業) 学齢児童対象事業 (放課後等デイサービス事業)
相談室 2、3	

3階

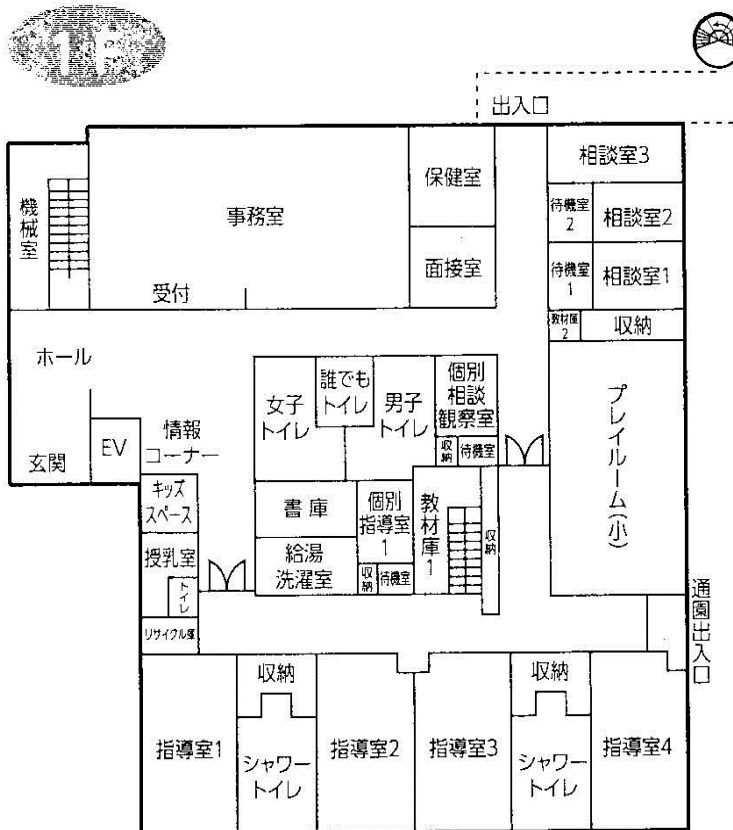
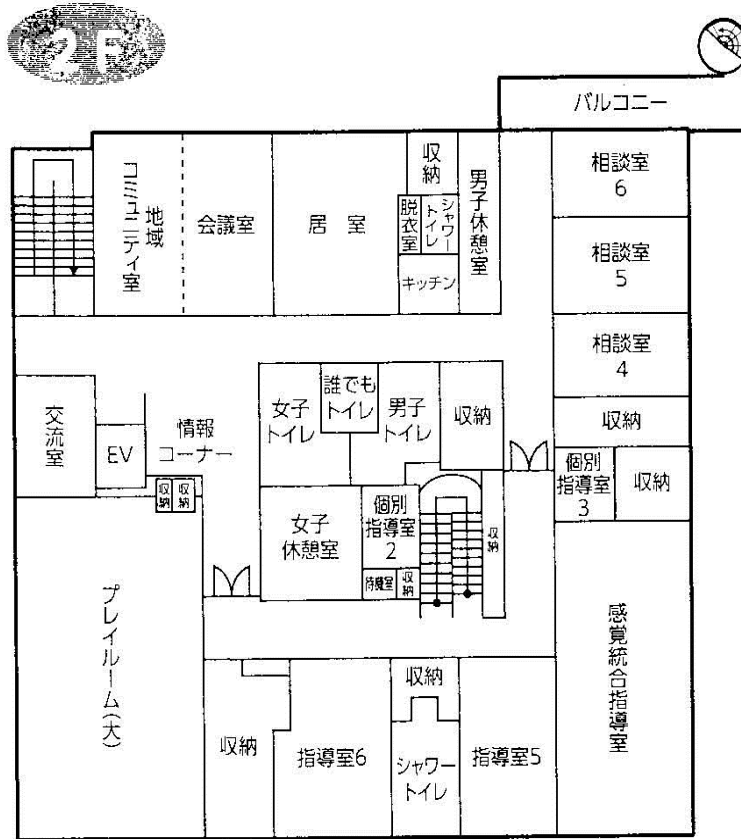
部屋の名称	利用する事業
発達支援相談室 1、2、3	相談支援事業 (児童相談支援事業)
会議室	連携事業、地域支援事業
親子通園室	親子通園事業
一時預かり室	児童一時預かり事業

【日野市 (児童発達支援事業)】

区分	事業名	事業概要	曜日・時間	対象・定員	
相談部門	相談事業	一般相談	保健師が初回の相談に対応 保護者からの相談を受けて、適切な支援につなげていく	月曜日～金曜日 9:00～18:00 (受付は17時まで)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(受付は5時まで)
		専門相談	臨床心理士、臨床発達心理士相談 【医療相談】小児科医、児童精神科医	月曜日～金曜日 9:00～18:00 (受付は17時まで)	18歳までの児童及びその保護者
	地域支援事業	巡回相談事業	臨床心理士等が子どもたちへの援助等の手法について保育士・指導員に助言及び子どもと保護者への支援を行う。	保育園 年3回 学童クラブ 年2回	公立保育園(12) 民間保育園(24) 認証保育園(7) 学童クラブ(33)
		障害に特化したグループ支援	経過観察グループの母親に対する支援		
発達支援部門	学齢児対象事業	スキルトレーニング	グループ課題に取り組むプログラムを実施。1回1,000円	日曜日 月2回 午前10:30～12:00	知的発達に遅れはないが対人関係やコミュニケーション、集団行動などに「つまづき」を抱えている中学生・高校生 各10人
		ペアレント・トレーニング	子どもの特性を理解しよりよい対応の仕方を学ぶことを目的とする。1回1,000円(H26 500円)		おおむね4～9歳(知的に遅れなし)の子を持つ保護者
通園部門	児童発達支援事業	通園事業(児童発達支援)	希望の家で実施中 26年度から発達支援センター内で実施予定		就学前の心身に発達の遅れ、不安のある児童
		乳幼児健診後の経過観察グループ *母子保健事業を移行した	ぺんぎん:1歳6か月健診でスクリーニングされた児の早期支援の場 いるか:ぺんぎん卒業後又は経過観察が必要な児の早期支援の場 くじら:いるか卒業後又は経過観察が必要な児の早期支援の場 *いずれも母子で参加	*ぺんぎん 月1回、5回参加 (月又は金曜日) 10:00～11:00 *いるか 月2回、全8回コース (水又は木曜日) 年6グループ *くじら 月2回、全8回コース (木曜日) 年3グループ	ぺ:1.5～2歳10人前後 い:2歳 定員8名 く:3歳～定員8名
開設経過	OH20 4月～10月開設準備検討委員会 OH22 8月～9月基本設計に向けた庁内合意形成 OH22 10月～H25 3月 切れ目のない支援検討委員会		OH22 4月 開設準備担当 2名配置 OH23 4月 発達支援室設置 OH26 4月発達支援センター開設		
その他	○センターで放課後等デイの実施はなし→現在、障害福祉課で行っている障害児預かり(希望の家とは別の場所)を26年度より法内(放課後等デイサービス)で実施。 ○支援シート(かしのきシート)○一時預かりを法外で実施予定				
建物について	○延床面積 約1,620㎡ ○構造 鉄筋コンクリート、2階建て、新築 ○給食施設なし(児童発達支援センターとしない)				

法内 については児童福祉法に基づく給付事業 その他は市の単独事業

施設平面図



【立川市 (児童発達支援センター)】

区分		事業名	事業概要	曜日・時間	対象・定員
相談部門	相談事業	発達相談	臨床心理士・発達支援係 保護者からの相談を受け、相談内容に対応するとともに年齢に応じた適切な支援へと繋げていく	月曜日～金曜日 9:00～16:30	18歳未満の発達に心配のある児童を持つ保護者
	地域支援事業	巡回相談	巡回専門相談員・発達支援係 巡回園の職員の相談に応じ、適切な指導内容等についてアドバイスを行う。	保育園 (年45回) 幼稚園 (年15回)	保育園 (29) 幼稚園 (11)
発達支援部門	学齢児対象事業	ドリーム学園	療育プログラムに参加し総合的な療育・訓練をうける	10:00～14:00	2歳～就学前 子どものみ 定員23人
		法内	入園までの待機児フォロー (きりんグループ) 状態に応じて母子分離で登園し療育プログラム経験	不明	定員枠なし
通園部門	児童発達支援事業	発達支援親子グループ	発達段階に応じたプログラムに保護者と子どもと参加するなかで子どもの成長や発達を援助する。保護者からの相談を受け、家庭での育児支援や適切な支援に繋げる。	*うさぎ 1.6～2歳位 水曜日：年間42回 10:30～11:30 *こぐま 2～3歳 火曜日：年間42回 10:30～11:30 14:30～15:30 *ぱんだ 年中児 水曜日：年間20回 隔週 14:30～15:30	就学前までの発達支援の必要な乳幼児とその保護者
		就学支援親子グループ	就学に向けて発達段階に応じた学習体制の形成を促す。保護者からの相談を受け、家庭での育児支援や適切な就学支援に繋げる。就学相談員と連携。	金曜日：年間21回 隔週 15:30～16:30	発達支援の必要な年長児と保護者
開設経過		○H21～22 「途切れのない発達支援のあり方」検討 ○H25 子ども未来センター 発達支援拠点開設			
建物について		○立川市子ども未来センター内 事務室 4係 相談室4 4係で使用 支援発達グループは子育てひろばと兼用			

法内 については児童福祉法に基づく給付事業 その他は市の単独事業

資料7 用語解説

あ行

用語	解説
インクルーシブ教育・保育	障害の有無、年齢、性別、人権、文化など、あらゆる違いを超え、誰もが一緒に育ち合うことを大切にし、一人ひとりの違いを認め、尊重し、皆で支え合う教育・保育。
NPO	Non Profit Organization の略。特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体。

か行

用語	解説
学童クラブ	保護者が共働きなどのため放課後保育に欠ける児童を預かる施設。
ケースワーク	何らかの社会的援助なしには精神的・身体的・社会的な生活上の問題を解決できない個人や家族に対して、個別的にその問題解決を援助する社会福祉実践の一方法。
コーディネート	仕事の流れを円滑にするよう調整すること。地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整すること。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえ、で状況に応じて様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮。
子育てひろば	地域子育て支援拠点事業として実施されている乳幼児と保護者が、地域で気軽に集い、交流や子育ての情報交換ができるひろば型事業。
子ども家庭支援センター	0～18歳未満の子どもと家庭にする総合相談窓口。子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイやトワイライトステイなどのサービスの提供や、子育てサークル支援等を行っている。

さ行

用語	解説
児童発達支援事業	発達や言葉の遅れがみられる就学前の子どもと家族を対象に、集団や個別で実施する相談や療育。平成 24 年 4 月から、障害者自立支援法（障害者総合支援法）に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援と放課後等デイサービスの 2 つに分割された。
障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。我が国は平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准した。
障害者基本法	障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。
障害者総合支援法	平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障害者の定義への難病等を追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。
ソーシャルインクルージョン	障害のある人や児童を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

た行

用語	解説
DSM	Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders（精神疾患の診断・統計マニュアル）。アメリカ精神医学会の診断基準。
特別支援学校	「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害である。「学校教育法」の一部改正により、都道府県等の判断でこれまでどおりの特定の障害に対応した教育を行う特別支援学校に加え、複数の障害（2～5障害種別）に対応した教育を行う特別支援学校の設置が可能になった。
特別支援教育コーディネーター	特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。

な行

用語	解説
ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者等ハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。

は行

用語	解説
発達障害者支援法	自閉症・アスペルガー症候群などの発達障害を持つ人への援助について定めた法律。
ファミリー・サポート・センター	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
ペアレント・トレーニング	発達障害のある子どもを持つ親のための子どもの育て方やしつけ方のトレーニング。
ペアレント・メンター	発達障害の子どもをもつ親が行なう親支援で、親の相談役となる人。
放課後等デイサービス	主に小学生から高校生までの障害のある児童が、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービス。

や行

用語	解説
ユニバーサルデザイン	障害の有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計の意味。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付きのホームページやテレビ番組の副音声、聴覚情報を補うテレビ番組字幕テロップなどの情報面もその対象となってくる。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う協議会。

ら行

用語	解説
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、若者期、壮年期、高齢期などの生涯の各時期。本計画の中では、0～18歳未満を対象とする。